

# 平成 27 年度第 2 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 28 年 1 月 20 日(水) 午前 10 時～午前 11 時 40 分

開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室

出席状況 出席委員 18 名、欠席委員 0 名

傍聴者 4 名

案 件 第 77 号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について  
第 78 号議案 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）  
に関する意見について  
その他 報告事項 3 案件

## 開会

---

### 【会長】

定刻になりましたので、ただ今から、平成 27 年度の第 2 回高槻市都市計画審議会を開催させていただきます。今日は大変気候が悪く、寒くて大変だったかと思われま。また皆さん大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、石下副市長からご挨拶をいただきたいと思。どうぞよろしくお願。いいたします。

### 【副市長】

皆様、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、公私、何かとお忙しい中、お寒い中、本日の審議会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本来ですと、市長のほうでご挨拶を申し上げるところでございますが、本日、どうしても出席が叶いませんでしたのでよろしくお願いを申し上げます。

さて、最近の都市計画関連事業の進捗状況を申し上げますと、新名神高速道路をはじめ、関連するアクセス道路につきましては、平成 29 年春の完成目標に向けて、鋭意、整備を進めております。

また、安満遺跡公園では、市民とともに育てつづける公園整備に向けて、設計や市民活動プロジェクト等に取り組んでおり、あわせて雨水貯留施設の工事にも着手しておるものでございます。

さらに、JR 高槻駅北東地区におきましては、土地区画整理事業は既に完了しており、施設建築につきましても本年末には全棟が完成する予定となっております。加えて、本事業を契機として、JR 高槻駅においては、新快速が停車する新たなホームがまもなく整備完了し、念願であった特急はるかがこの 3 月 26 日より停車することになったことを、あわせてご報告申し上げます。

これらにつきましては、いずれも本審議会でご審議いただき、都市計画決定したものであり、委員の皆様には、この場をお借りしまして改めて感謝御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日は「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」と「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）に関する意見について」の 2 件

のご審議をお願いしている他、報告事項が 3 件ございます。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げます。

先ほども述べました、現在整備が進められております新名神高速道路や関連道路、さらには JR 高槻駅の新ホームや特急はるかの停車により、わがまち高槻の都市としての魅力がさらに向上するものと大いに期待しております。引き続き、本審議会にも適切にお諮りしながら、適切な都市計画や必要な都市基盤整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願い申し上げます。

**【会長】**

ありがとうございました。今までの懸案事項である都市基盤の整備が着々と進んでいるというご報告もいただきました。

本日は、都市計画審議会委員として委嘱後、はじめて出席される方もおられますので、改めて各委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思えます。

事務局の方からご紹介をお願いします。

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、ただ今から審議会を開催させていただきたいと思えます。議事に入ります前に、傍聴の方を確認したいと思えます。

<会長に傍聴希望者がいることを知らせる>

**【会長】**

傍聴者は 4 人ということですが、本日の付議する内容につきまして、特に情報公開を拒むようなものはないと判断いたしますので、傍聴の方に入ってもよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは入場をよろしくお願いいたします。

<傍聴者入場>

第 77 号議案 北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更（高槻市決定）について

---

**【会長】**

それでは、議事に入りたいと思えます。

最初の案件、第 77 号議案「北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」を議題といたします。事務局より説明をよろしくお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、第 77 号議案「北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」を説明いたします。まず、資料内容の確認として、事前にお配りしております議案書をご覧ください。

こちらの議案書でございますが、この表紙を 2 枚めくっていただいた 77-1 ページは、市から本審議会への付議依頼文となっております。次の 77-2 ページは、今回の変更理由でございます。

次に、77-3 ページから 77-11 ページまでは、変更後における全地区の計画書で、各々の生産緑地地区の名称、位置、面積などを記載しております。また、最後の 77-12 ページの封筒の中には、生産緑地地区の位置を示す市域全体の計画図を入れてございます。また、別冊の審議会資料の 77-2 には、「新旧対照表」として、今回、変更しようとする生産緑地地区を一覧表にとりまとめております。

それでは、具体的な議案説明につきましては、お手元の議案書などの他、前方のスクリーンにて、説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、前方をご覧ください。座らせていただき、説明いたします。

まず、議案説明に入ります前に、生産緑地地区の法的な位置付けを申し上げますと、生産緑地法では、「生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする」と規定されております。このようなところから本市では、平成 4 年 8 月に、最初の生産緑地地区の都市計画決定を行い、以後、地区の廃止や追加などに伴う変更について、ご審議をお願いしているところでございます。

次に、今回の変更理由を申し上げますと、本市の生産緑地地区の区域のうち、行為の制限が解除されたことや、史跡整備に係る事業のための用地に供されたことから、生産緑地地区としての役割を終えたものなどが生じてきました。また、一方で既存の生産緑地地区の環境機能を高めるために追加指定の要望がございます。

以上のことから、該当する生産緑地地区について、区域変更または廃止に関する都市計画の変更を行うものでございます。

それでは次に、変更となるそれぞれの地区につきまして、説明申し上げます。はじめに、変更理由として、「行為の制限が解除されたことによるもの」がございまして、前方のスクリーンの中で、濃い緑色で表示しております区域が、今回変更する地区でございます。

まず「堤町 1」地区、約 1.43 ヘクタールにつきましては、スクリーンにて色が変わる区域、約 0.22 ヘクタールを廃止することにより地区が分割され、右側の区域、約 1.05 ヘクタールをそのまま「堤町 1」地区とし、左側の区域、約 0.16 ヘクタールを新たに「堤町 5」地区として追加するものです。

次に「東五百住町 11」地区、約 0.68 ヘクタールにつきましては、約 0.17 ヘクタールを廃止し、約 0.51 ヘクタールに変更するものです。

次の「大蔵司 5」地区、約 0.09 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次に「城南町 10」地区、約 0.10 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。

次の「城南町 7」地区、約 0.16 ヘクタールにつきましては、約 0.02 ヘクタールを廃止し、約 0.14 ヘクタールに変更するものです。

次に「春日町 1」地区、約 0.23 ヘクタールにつきましては、約 0.13 ヘクタールを廃止し、約 0.10 ヘクタールに変更するものです。

次の「大塚町 7」地区、約 0.13 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次に「赤大路町 3」地区、約 0.20 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。

次の「北昭和台町 2」地区、約 0.14 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。

以上が、「行為の制限が解除されたもの」でございます。

次に、追加指定の要望があったため、変更する地区が 1 地区ございます。

次の「岡本町 6」地区につきましては、既存の約 0.17 ヘクタールの区域に、赤枠で示します約 0.05 ヘクタールを追加し、約 0.22 ヘクタールへ変更するものです。

次に、史跡整備の用地に供されたため、変更する地区が 1 地区ございます。

次の「八丁畷町 1」地区につきましては、史跡安満遺跡の事業用地として、毎年、本市が買収しているもので、本年につきましては、矢印で示す区域 4 箇所、約 0.41 ヘクタールを廃止し、約 3.32 ヘクタールに変更するものでございます。

以上が今回、都市計画変更を行う地区でございますが、生産緑地地区全体としては、変更前の 315 地区、約 73.99 ヘクタールから、今回、1 地区の追加、6 地区の区域変更、また 5 地区の廃止を行い、地区数は 4 地区、面積では約 1.56 ヘクタール、それぞれ減少し、その結果、地区数は 311 地区、面積としては約 72.43 ヘクタールに変更するものでございます。

また、今回の変更について、都市計画変更案の公告縦覧を、先月 12 月 7 日から 21 日までの 2 週間にわたり行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、第 77 号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございます。これから質疑に入りたいと思います。

本件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、挙手していただいてお名前を言っていたいで質問していただけたらと思います。よろしくお願い致します。

#### 【A 委員】

不勉強で申し訳ないのですが、廃止あるいは追加等の基準・根拠ってというのがあれば教えていただけませんか。つまり、ここで我々が良いですよといっても市民の方から、「なんでそれでいいの？」と言われた時に答える必要があると思いますので。

#### 【会長】

はい。事務局お願いします。

#### 【事務局】

廃止または区域変更する理由につきましては、そこで従事されている方が死亡するとか病気・怪我などで耕作が不可能という状態になった時に所有者の方から、市に対して、「公共用地として買って欲しい」と、買取り申し出をすることができると、生産緑地法で認められています。その際、市等が買えない場合は、所有者の方の権利ということで、土地利用ができるということになっております。

追加につきましては、今回の案件につきましては、既存の生産緑地地区がございまして、その生産緑地の所有者が隣接する農地を新たに取得し、全体を一体的に保全していきたいというご要望がございましたので追加指定をさせていただくものがございます。

**【A 委員】**

はい。結構でございます。ありがとうございます。

**【会長】**

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、第 77 号議案につきましては、原案のとおり承認したいと思いますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

<異議なしの声>

**【会長】**

異議なしということですので、原案のとおり承認する旨を、答申させていただきたいと思えます。

第 78 号議案 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）に関する意見について

---

**【会長】**

それでは、次の案件に移りたいと思います。第 78 号議案「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、「第 78 号議案 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更大阪府決定に関する意見について」を説明いたします。本件につきましては、事前にお配りしております議案書と別冊の審議会資料のそれぞれ 78-1 ページからでございます。

本議案については、都市計画決定権者である大阪府から、高槻市に意見照会がありましたことから、高槻市として、本審議会のご意見をお伺いし、回答しようとするものです。

まず、議案書 78-1 ページは市から本審議会への付議依頼文となっております。次の 78-2 ページは、大阪府から本市への意見照会書となっております。

78-3 ページに示します本変更の理由ですが、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち、区域区分、線引きの決定に関する方針が目標年次である平成 27 年を迎えたことから変更を行う。」とされております。

78-4 ページ以降は、改定後の全体版を示しております。少し量が多くなっておりますので、主

な内容を取りまとめたものを審議会資料として別冊に示しております。ここからの内容は、スクリーンを用いて説明を行いますので、前方をご覧ください。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域内における都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発に関する都市計画の決定の方針などを定めたものでございます。大阪府が定める都市計画区域マスタープランにつきましては、第四次大阪府国土利用計画などの上位計画を踏まえ、都市計画の基本的な方針等を定めるものとして、本市の都市計画マスタープランの基礎となるものです。こちらは、大阪府の都市計画区域でございます。お示ししておりますとおり、4つに分けられており、本市は北部大阪都市計画区域に含まれております。

さて、このたびお諮りします北部大阪都市計画区域マスタープランは、画面に示す5つの章で構成されており、今回の変更は、主に第3章の「土地利用に関する方針」のうち、3-1「区域区分線引きの決定に関する方針」について変更するものでございます。

ここで、区域区分について、高槻市の都市計画図を用いて説明いたします。地図上の着色部分、市域の約3割が、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として「市街化区域」に指定されており、その他の白い部分、市域の約7割が、市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」に指定されております。

このように、市街化区域と市街化調整区域を区分することを区域区分または線引きと言います。区域区分につきましては、昭和45年の当初決定以降、概ね5年ごとに府内一斉見直しを実施されており、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきたものでございます。

そして第7回目の一斉見直しは本年度に行うこととされていることから、このたびの都市計画区域マスタープランを変更しようとするものです。

それでは、区域区分の決定に関する方針の変更後における基本的な考え方について説明いたします。人口減少社会の到来等を踏まえ、住宅系市街地の拡大を抑制することを基本とし、市街化区域への編入は、主要な幹線道路沿道における産業系土地利用や市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置付けられた鉄道駅等への徒歩圏の区域における住宅系土地利用を誘導する場合など、特に必要なもののみ行うこととされております。

以上が、今回の主な変更点となります。なお、これらの詳細につきましては、お配りしております資料の78-7ページから新旧対照表にて示しておりますので、後ほどご確認ください。

さて、市街化区域へ編入する必要性・見通しが認められるものの、事業実施が未確定等の理由により、編入条件を満たしていない区域のうち、目標年次までに事業の実施が見込まれる区域については、保留区域として設定します。これについては今後、農林業等との調整が完了し、計画的な開発事業が実施されることが確実となった時点で、一斉見直しの時期に係らず、市街化区域への随時編入を行うこととされております。今回変更します内容のうち、本市に係る主な箇所として、画面に示します成合南地区において、市街化区域への編入を目指すべく、保留区域へと位置付けることとされております。

ここで、少しお時間をいただいて、成合南地区における現在の取組状況について、ご説明いたします。

本市においては、新たな高速道路である新名神高速道路の整備が進められており、平成29年3

月ごろ、すなわち約1年後の供用が予定されております。また、こちらの成合南地区においては、インターチェンジの整備が現在進められているところです。このようなことから、当地区においては、平成19年から、地元の農林組合を中心に計画的なまちづくりに向けた取組に着手され、平成25年には地権者組織を設立されました。その後、まちづくりの具体化に向けた取組を進められ、地権者の約9割の同意を得たのち、平成27年3月に土地区画整理準備組合を設立されました。

土地利用の基本方針としましては、インターチェンジ直近である抜群の立地特性を活かした経済活力の増進を図るべく、産業系の土地利用を志向されております。これらは、区域マスタープランにおける区域区分の考え方および高槻市都市計画マスタープランに合致するものです。

次に、現時点での土地利用計画ですが、対象区域約10ヘクタールの中に、交通利便性を活かした物流施設や日常生活品が買える商業施設等を想定しております。都市計画の考え方ですが、区域区分については、土地区画整理事業の都市計画決定に合わせて保留区域の解除を予定していることは、先ほど述べたとおりです。

地域地区については、良好な住環境・営農環境・企業の操業環境をそれぞれ守ることができる用途地域として準工業地域を、あわせて準防火地域の指定も検討しております。

また、地区計画として、良好な地域環境創出のため、用途地域にあわせて、建築物の用途制限等、きめ細やかなルールを指定することを検討しております。

今後の予定としては、平成28年度内の都市計画決定と速やかな土地区画整理事業の事業認可を目指しております。以上が、成合南地区における現在の取組状況でございます。

本題に戻りまして、この都市計画区域マスタープランに係る都市計画手続きについて説明いたします。

平成27年6月30日に本変更に係る公聴会が大阪府で開催され、2件の公述申出がございましたが、本市に係るものはございませんでした。その後、11月10日から24日までの2週間、都市計画法に基づく案の公告縦覧を大阪府と関係市町で行い、1件の意見提出がありました。内容としましては、他地区での保留区域の設定に関するご意見の最後に、その他の地区についても貴重な緑空間を保全するため、保留区域とならないことを望む、と述べられているものです。

こちらにつきましては、平成28年2月12日に予定されております大阪府都市計画審議会において、大阪府が考え方を示される予定です。そして、本日の高槻市都市計画審議会でのご意見も踏まえまして、大阪府都市計画審議会を経て、都市計画決定されることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。

本件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

#### 【B委員】

今回、大阪の都市計画区域マスタープランの改定にあたって、この新名神インターチェンジ周辺の成合南地区を、市街化区域編入できると見込める区域、いわゆる保留区域設定するとの説明でした。ただ、現在成合南地区では、昨年、土地区画整理事業の準備組合が立ち上げられて、事業に向けて設計や測量を実施されている最中かと思ひます。お聞きしますが、なぜこの時期に区

域設定を行わなければいけないのでしょうか。

また、大阪府は、どのような根拠で成合南地区を保留区域にできると判断されたのかということと、今現在、成合南地区の土地区画整理事業の同意率は何パーセントになっているのでしょうか。その点、お聞きします。

#### 【会長】

3点のご質問いただいたと思います。事務局のほうお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

B議員からの3点にお質問にお答えさせていただきます。

1点目の保留区域の設定時期についてですが、まず土地区画整理事業の実施にあたっては区域部分を見直し、市街化区域に編入することが条件となっています。大阪府とされては、これまで5年に一度の区域区分の見直しを行われており、今回は平成27年度の見直しを行われようとするものでございます。一方、準備組合とされては、平成28年度末の土地区画整備事業の都市計画決定を念頭に現在取組を決められていることから、このたび土地区画整理事業を円滑に進めるべく、随時、市街化区域編入が可能となる保留区域の設定を行うとするものでございます。

2点目の大阪府の判断につきましては、前述しました通り、準備組合設立に際しての同意率が9割に達していたこと、本市の支援するなかで準備組合が時間軸を持って道路・公園などの基本設計や土地区画整理事業の事業計画の立案などを進められていることなど、地域の具体化にむけた取組が、十分に進展していることを評価された結果、このたび保留区域に設定しようとするものでございます。

3点目の同意の状況ですが、地元組織である土地利用協議会とされては、土地区画整理準備組合の設立と各種都市計画手続きを開始するに際して、地権者から書面での同意をいただいております。同意率は人数ベース・面積ベースとも約9割となっております。以上でございます。

#### 【会長】

はい。ありがとうございます。

#### 【B委員】

同意率が9割に達していて、地域の取組も十分進展してきているというご説明でした。

ただ、私はこのように大阪府が先取的に区域設定を行って2020年までに事業実施だということで、地元住民の皆さんの様々な意向が二の次になってしまうんじゃないかと懸念します。

例えば、府が保留区域にしたからといって、既成事実のように9割の同意をさらに上げるために、無理に同意をせまっていくということはあってはいけないと思っております。市としてこれまでやってきたように地元の皆様の意向を第一に考える姿勢をぜひ堅持してほしいと思っておりますが、その点の考えをお聞きしたいと思います。

また、地元の皆さんは今回の区域設定について、こちらの十分な説明が必要だと思うんですが、説明はどのようにされているのか、その点もお聞きします。



**【会長】**

事務局、ご説明をお願いします。

**【事務局】**

はい。1 点目の地元の意向に関しましては、ご指摘いただきましたとおり、これまでも地元の意向を最大限に尊重しながら、本市としても地域が主体となった土地区画整理事業への取組を支援してきたところです。今後とも、地域の意向を十分に尊重しながら、適切に支援していく考えでございます。なお、このたびの保留区域の設定は、土地区画整理事業の平成 32 年までの実施を義務付けるものではございません。

2 点目の地権者への説明については、本市として、平成 26 年 10 月の地元協議会での勉強会における説明を皮切りに、個別面談において、各地権者に対して直接説明を行いました。また、地元協議会ではニュースレターにより改めて全地権者に対して周知を図られるとともに、平成 26 年 12 月の総会において、これらも含めて議決されています。その結果、先ほどご説明させていただきました通り、市街化区域への編入も含めた各種都市計画手続きの開始について、約 9 割の方から同意をいただいたものです。

以上でございます。

**【B 委員】**

2020 年までにとにかく早く線を引くんだという事ではないと思います。そういったことは理解しました。5 年に一度の改定で一斉に保留区域を含めて、区域区分の線を引くというやり方は、後々問題が発生しかねない面も私はあると思いますけれども、アクセルだけでブレーキがない様なやり方で進めると、住民の皆さんが置き去りにされかねませんので、この問題は大阪府の議論にもなると思いますが、高槻市でも必要な段取りを踏んで進めていただきたいと思います。

最後に府への意見をという事ですが、私からはやはり保留区域の運用にあたっては地元住民・自治体の意向と自主性を尊重することを是非大阪府には意見して欲しいというふうに思います。私からは以上です。

**【会長】**

どうもありがとうございます。他にご意見・ご質問ありますでしょうか。  
お願いします。

**【C 委員】**

今も、B 委員からご意見がありましたけども、私も同様に、確認させていただきたいと思いますが、先ほどからのご答弁の中でもありましたが、地域の同意率が 9 割を得ているということで、ここが一番大事なことかなと感じております。その上で資料とか説明で示されましたけども、大阪府のマスタープラン、こちらについては基本的な考え方としては、人口減少社会の到来を踏まえて、住宅系、市街地拡大の抑制にあるようですが、市としての成合南地区の取組についてはそちらと合致するよう、高槻市と大阪府とで整理されているという認識でよろしいですか。

### 【会長】

はい。事務局お願いします。

### 【事務局】

実はこの大きな人口減少の中で住宅系市街地を拡大していかないのは、大阪の前の第6回の区域区分のときから説明されている事項でございますので、本市としてもこれから市の人口も減っていく、国全体の人口も減っていく中でコンパクト・プラス・ネットワークというまちづくりの方向性も色々なところで示しております。

そういうことも念頭におきまして、今回地域が色々進めるにあたっては住宅系ではなくて、こういった産業、事業所系というのが適切であるというふうに考え、地元と一緒に取り組んできた旨でございます。

### 【C委員】

まあいずれにしましても、今回、大阪府の都市計画マスタープランを改定するにあたって、市としての意見を聞くわけですが、時間経過はすごく大事だと思いますし、そういう中で保留区域を設定すると、またそれが整備されたうえで市街化区域への編入という段取りを着々と進める事も大事だと感じます。

現状、地域としては、成合南地区の都市計画が地権者の皆さんの理解を得ているところを評価されていると思いますし、さらに高槻市としても、高いポテンシャルの有効活用という点で、市全体の経済的な活力増進の部分でお示しいただいていると思いますし、ここはしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

私も、非常に興味もありますし、様々な場所でご意見もさせていただいているのですが、近くには平成28年度の新名神供用開始に期待をしておりますのでよろしくお話ししたいと思います。

最後に今後の進め方の見解とか、市の姿勢を聞かせていただきたいのと、府に対してはしっかり協議を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

### 【事務局】

これまでの市の進め方等々ご説明します。

まず、来年の春、高槻・神戸間のインターチェンジ、高槻悲願のインターチェンジができます。インターだけではなくジャンクションもできます。新名神にも現名神にも。そういう今までになかった高速道路ネットワークができるわけでございますので、そういったポテンシャルをどのように、市のまちづくりに活かしていくか、それが非常に重要です。そして、それと合わせて地域の方々の意向、地域にとっても望ましいまちづくり、これが市全体にとっても望ましいまちづくりをやっていかなくともいいことなんです。

で、先ほども参考資料にもございましたように、平成19年12月、実はそのずっと前から地域に入らせていただいて、その中で地域の人にももっと考えていただかないとあかんということで時間をかけて理解をいただきながら進めてまいりました。皆さんに一番心配していただいている、「行政が無理矢理進めている」というご心配は、大阪府にも十分お話ししながら、市として望まし

いまちづくり、これは先ほどのお話ししましたが、地域も含む、望ましいまちづくりでなければならぬ。だから地域の方々の意向も十分反映せなかん。そういう時間をかなりかけました。

ですので、逆に遅いじゃないかというお話もございます。来年の春にインターができるのに、まだ都市計画がないのかという話も、実は一方ではございます。そういう方にも我々は説明していかなければならない。

一番大事なのは地域の土地を持っている方、地域に住んでおられる方でございますので、そういった方の意向も十分踏まえ、それについては何度も大阪府と協議を重ね、大阪府の知恵と、また汗もかいていただき、そういう中で、本日、都市計画審議会に諮ることができました。

時間軸は非常に重要ですので、地域の方々もこの時間を逃すというのは後をふり返ったら大きな損失にもなります。そういうこともご説明して、そういう意味で同意率が9割。確かにこれが同意率100%と説明できればいいのですが、先ほどもございましたが、最終的にはここに、どういう道路をどう持っていくのか、宅地がどうあったらいいのか、そこに産業系をどう入れるのか、地域の方がどう住居を構えるのか、換地させていくのかといったことを含めて、100になっています。

これまでも、高槻市内での土地区画整理としては、上牧駅前、JR高槻駅北東地区と実施し、いずれも市民の方々に評価をされているという事実もございます。そういうノウハウを活用して、今回もここに諮らせていただいています。

少し長くなりましたが、そういう思いで、大阪府に対してや、地域の方に対して進めておりますので、よろしくお願ひします。

#### 【会長】

ありがとうございます。他にご意見・ご質問、ございますでしょうか。

#### 【D委員】

先ほどから意見が出ているように、地元の住民の皆さんのご意向は確かに大事である事は間違いないのしょうけれど、やはり機を逃してしまうのも大きな問題だと思います。

今ありましたとおり、名神のインターの開設が見えている中で、その土地の扱いを一つ一つきちんと進めていかなければならないというのは間違いないところでありまして、今回保留区域という形で進めるのもその一歩だと思いますので、そうした部分は、やはり住民の意向を完全に待つという形で時間を逃した形で宙ぶらりんになってしまうのが、結局住民の皆様にとっても最終一番あかん形になってしまうのではと思ってしまうので、そういった意味ではどちらも100%の理解をいきなり求めていくのは難しいでしょうけど、結果として全体最適が取れる形で進めていくように、今おっしゃられたように一つ一つ道筋をきちんとつけていく中での、今回の保留地区に定めていくというのは、私は必要だと思いますし、しっかりと大阪府と連携して進めていただけたらと思います。以上です。

#### 【会長】

ありがとうございます。他にご意見・ご質問、ございますでしょうか。

**【E 委員】**

今回の大阪府の方の変更理由を前後表で書かれていますけれども、この中で市街化区域に編入する区域は市街化区域の緑被率の20%を目標とする。要は緑化目標を定めて、みどりの保全・創出を努めると。あるいは景観にも配慮した土地利用を図るということが大きな方針と掲げられておりますけれども、今、保留区域として進められているこの地域における、こういった景観、あるいは緑における保全・創出といったことについて市の方でなにかお考えがあればご説明をお願いしたいと思います。

**【会長】**

はい。ご説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

このたび、こういう形で新たに土地区画整理事業をやって、新たに市街地を創っていく上では元々やはり、緑の多いところがございますので、緑の保全に取り組んでいくのは当然ですし、また、新しい街を創っていくに際して、そこで働かれる方やいろんな形で来られる方にとって、居心地の良い景観はどうなのかも十分配慮しなければならないものであると認識しております。

現時点で具体的な計画というものは固まってないので、具体的に説明することは申し上げにくいのですが、これから日々具体化していく中で、そういった事を十分配慮してやっていくというのが、成合南地区においても必要である、という事は理解しておりますので、引き続きそういった意識をもってやっていきたいと思っております。

**【会長】**

よろしいですか。

**【E 委員】**

はい。

**【会長】**

それでは、A 委員。

**【A 委員】**

最初のやり取りなのですが、大阪府と高槻市のことについて大阪府が先行しているというご発言がございましてけれども、事業の進捗等々を考えますと、やはりきちんとした都市計画的な対応というのはしておくべきだろうと思っております。

ですから、もし、大阪府が先行しているという話であれば、むしろ我々が出遅れたからでそうなのであって、本来きちんとしたスピード感をもってやるべきである。今、市の説明を伺っておると、十分時間を前倒しながら地元の方と協議をしていただいて、必要手順を取っていただいていると理解しますので、これからも引き続き地元の方と意見を交わしながら適切に進めていただきたいと思います。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。ただ今のご意見について、事務局は何かありますでしょうか。

**【事務局】**

今回の事業、少し大阪府が先行しているというニュアンスで伝わっているとすると、申し訳ないのですが、むしろ、高槻市の今回の区域区分、保留区域の位置付けにつきましては、高槻市の方から今、成合でインターチェンジができて、地域としてこういう風に取り組を頑張ってやっておられるという中で、整備、開発・保全の方針が府の区域マスタープランとも合致しておりますのでこういう形で保留区域に位置づけて欲しいと、市からお願いをして位置付けられているという事も一方ではございますのでご理解いただければと思います。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。では、ご意見出尽くしたと判断させていただきます。

委員の皆さん、ご意見・ご質問ありがとうございます。今回の委員の皆様からのご意見を総合的に判断させていただきますと、市として基本的に区画整理を実行することについて、地元の方と今まで通り丁寧に会話を交わしていること、しかも、時期を逸することなく、区画整理について地元の皆さんのお考えを踏まえて取り組んでいるということが、判断できるというふうに思います。

これを踏まえて、基本的には原案を承認させていただいた上で、府に、市としてはこれからも丁寧に話をしていくということを申し添えていただくということで、この内容につきまして、承認をいただくという事でいかがでしょうか。

<異議なしの声>

**【会長】**

異議なしということですので、原案のとおり承認する旨、答申させていただきます。皆様ご審議、どうもありがとうございました。

その他

---

**【会長】**

本日の議案としましては、以上の2件でございます。

それでは、その他の案件に移りたいと思います。事務局の方で、その他案件はございますか。

**【事務局】**

はい。ご審議ありがとうございました。

報告事項が3件ございますので、資料をお配りします。内容につきましては、担当者から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 報告事項1 都市計画道路網の見直しについて

---

### 【事務局】

それでは、報告事項1の都市計画道路網の見直しについて、説明させていただきます。

今回は本市としての最終の見直し案を含め、ご覧の4項目について、ご報告させていただきます。

最初に項目1の主な経過についてですが、平成24年3月に、大阪府より市域都市計画道路のうち、府決定路線の見直し素案が提示され、平成24年4月からは、府見直し素案について、大阪府と市が協議を開始しており、平成26年4月より、市が市域全体の都市計画道路網の見直し検討に着手しております。

平成26年11月に、都市計画道路見直し基本方針（素案）について、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、平成27年1月に「高槻市都市計画道路見直し基本方針」を策定しました。今年度の庁内検討会議については平成27年6月から、計4回開催しており、平成27年10月から、府との個別路線について協議を開始しております。

次に、項目2の今年度の取組み状況について説明します。検討フローですが、平成26年度は、見直し基本方針の検討を行い、その成果によりパブリックコメントを実施し、見直し基本方針を策定しています。平成27年度は、見直し基本方針に基づき、各路線、区間ごとの評価を行い、最終見直し案の決定と公表を行い、その後、平成28年度より、第1段階の見直しに取組む予定としております。

次に検討体制ですが、過年度と同様に庁内関係者とオブザーバーである学識経験者、大阪府からなる庁内検討会議で検討を深めております。次に各路線・区間ごとの評価について説明いたします。まず、検討の流れですが、都市機能上の必要性として、都市の骨格形成機能をはじめ、ご覧の6項目について評価を行いました。

次に、交通処理能力の評価では、廃止や幅員などの変更による周辺道路への影響を検討しました。最後に、実現性の評価では、道路構造上の課題、費用対効果、整備に対する期待度や要望の有無、代替機能の検証などの視点から評価を行いました。そして、見直しパターンとして、存続候補、幅員など見直し候補、廃止候補路線に分類しています。

次に、項目3の最終見直し案について、説明いたします。ご覧の図が各路線を見直しパターンごとに分類した図となっております。見直し対象は全25路線、延長45.9キロメートルとなっており、赤色が存続候補路線、黄色が車線数を見直す幅員変更路線、緑色が現道幅に変更路線、水色が廃止候補路線となっております。グレーで示している路線は事業中や、概成済みを含む、その他都市計画道路となります。

それでは、各路線の評価結果を、資料4ページの中に記載している番号順にて、少し長くなりますが、全路線・区間ごとに説明させていただきます。

まず、1の1、1の2の牧野高槻線ですが、現道が無い区間となっており、新名神高速道路へのア

クセスといった交通機能などを有していますが、現道の伏見柳谷高槻線などで代替可能であることから、廃止と判定しました。次に、牧野高槻線の1の3の区間ですが、当該区間も現道が無く、国道170号の枚方市へ渡る渡河部の渋滞解消といった、交通機能を向上させる必要性を有している一方で、計画車線を6車線から4車線としても、交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、2の安岡寺日吉台線ですが、都市機能上の必要性がないことから、廃止と判定しました。次に、3の1の別所日吉台線ですが、一部区間において現道が無く、ミッシングリンクの解消といった交通機能を有していますが、整備時の交通量が少ないことから、廃止と判定しました。次に、別所日吉台線の3の2の区間ですが都市計画マスタープランに位置付けている、放射状幹線道路といった都市の骨格形成機能などを有していることから、存続と判定しました。

次に、4の芥川原線ですが、一部区間において現道が無く、並行路線である市道日吉台芥川線の渋滞解消といった、交通機能を向上させる必要性などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、5の緑が丘別所線ですが、一部区間において現道が無い路線となっており、都市機能上の必要性がないことから、廃止と判定しました。

次に、6の真上安満線ですが、放射状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、7の別所山手線ですが、一部区間において現道が無い路線となっており、都市機能上の必要性がないことから、廃止と判定しました。

次に、8の大阪京都線、いわゆる国道171号ですが、放射状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有していることから、存続と判定しました。

次に、9の1の野田大塚線ですが、一部区間において現道が無く、主要幹線同士の連絡といった交通機能などを有していますが、現道の野田東天川線で代替可能であることから、廃止と判定しました。次に、野田大塚線の9の2の区間ですが、歩行者の交通安全機能を向上させる必要性などを有していることから、存続と判定しました。

次に、10の藤の里天川線ですが、歩行者の交通安全機能を向上させる必要性などを有していることから、存続と判定しました。

次に、11の1の大塚登町線ですが、一部区間において現道が無く、広域防災拠点へのアクセスといった防災機能などを有していますが、十三高槻線及び国道170号により代替可能であることから、廃止と判定しました。次に、大塚登町線の11の2の区間ですが、現道が無い区間となっており、都市機能上の必要性がないことから、廃止と判定しました。

次に、12の1の辻子下の口線ですが、現道が無く、主要幹線同士の連絡といった交通機能を有していますが、中小路津之江線で代替可能であることから、廃止と判定しました。次に、辻子下の口線の12の2の区間ですが、一部区間において現道が無く、地域交流の促進といった交通機能を有していることから、存続と判定しました。

次に、13の1の北園西冠線ですが、都市機能上の必要性が無いことから、廃止と判定しました。次に、北園西冠線の13の2の区間ですが、一部区間において現道が無く、広域防災拠点へのアクセスといった防災機能などを有していますが、北園西冠線の整備済み区間で代替可能であること

から、廃止と判定しました。次に、北園西冠線の13の3の区間、いわゆる城北通りですが、鉄道駅へのアクセスといった交通機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、14の南駅前1号線ですが、鉄道駅へのアクセスといった交通機能などを有していることから、存続と判定しました。

次に、15の阪急北側線ですが、当該路線は現状片側歩道であるものの、道路機能的には概成していることから、現道幅に変更と判定しました。

次に、16の1の芥川上の口線ですが、現道が無く、環状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、芥川上の口線の16の2の区間ですが、放射状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有していることから、存続と判定しました。

次に、17の1の南平台日吉台線ですが、一部区間において現道が無く、環状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有していることから、存続と判定しました。次に、南平台日吉台線の17の2の区間ですが、両側に歩道が整備済みであり、道路機能的には概成していることから、現道幅に変更と判定しました。

次に、18の1、18の2の富田奈佐原線ですが、環状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、19の1の宮田塚原線ですが、都市機能上の必要性がないことから、廃止と判定しました。次に、宮田塚原線の19の2の区間ですが、歩行者の交通安全機能を向上させる必要性などを有していることから、存続と判定しました。

次に、20の富田北駅前線ですが、鉄道駅へのアクセスといった交通機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、21の1の富田芝生線ですが、歩行者の交通安全機能を向上させる必要性などを有していることから、存続と判定しました。次に、富田芝生線の21の2の区間ですが、現道が無く、周辺現道区間の渋滞解消といった交通機能を向上させる必要性などを有していることから、存続と判定しました。

次に、22の1の富田牧田線ですが、鉄道駅へのアクセスといった交通機能などを有していることから、存続と判定しました。次に、富田牧田線の22の2の区間ですが、一部区間において現道が無く、集約型都市構造の形成といった市街地形成機能などを有していますが、富田芝生線で代替可能であることから、廃止と判定しました。

次に、23の高槻茨木線ですが、一部区間において現道が無く、放射状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、24の中小路津之江線ですが、歩行者の交通安全機能を向上させる必要性などを有していることから、存続と判定しました。

次に、25の1の高槻駅柱本線ですが、放射状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有して



いる一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無く、両側に歩道が整備済みであり、道路機能的には概成していることから、現道幅に変更と判定しました。次に、高槻駅柱本線の25の2の区間ですが、放射状幹線道路として都市の骨格形成機能などを有している一方で、計画車線を4車線から2車線としても交通処理能力に問題は無いことから、幅員変更と判定しました。

次に、項目4の今後の予定について説明します。

各段階で見直す路線についてですが、第1段階で見直す路線として、主に廃止候補路線を見直していく予定です。次に、第2段階で見直す路線として、測量や設計が必要になってくる幅員変更路線を主に見直していく予定です。

決定権者が大阪府となっている路線については府と協議の上、合意した路線を順次見直していく予定です。

最後に、その他として、都市計画道路の見直しによって、用途地域の境界線を見直す必要がある場合は、併せて見直していく方針です。以上で説明を終わります。

#### 【会長】

それでは今説明のありました、案件についてご意見・ご質問などありましたらお願いします。

#### 【A委員】

詳細な説明ありがとうございました。都市計画道路として都市計画決定されるとそこに住んでいる住民の方々には何らかの権利制限が生じますよね。今の説明を聞いていてちょっと耳につきましたのは、例えば都市機能上の必要性がないから廃止するというのがあるのですが、ならばなぜそういう道路を都市計画決定したのか。で、権利を制限し続けたのか。という事になると思います。

で、推測ですが、当時都市計画決定されたときは必要性があったからされているのではないだろうか、で、その後の色々の状況の変化によって、今見直すと必ずしも必要ではなくなったと考えます。そうであればその説明を入れていただかないと、市民の方々は、またこの対象の土地の住民の方は怒られると思います。

ですから、それについて検討はしておられると思いますが、それを解るような形で特に市民の方々には示していただきたいという事が一つ。それから万が一、当時も必要性がなかったのに決定しているのであれば、これは謝らないといけないだろうと思いますので、そのところはきちんと対応していただきたいと思います。特に最後の説明にありましたように、区域区分の変更もあるかと思います。

そうすると何が出来るかわかってきますので、そのあたりは丁寧に対応していただければ非常にありがたいなと思います。以上です。

#### 【会長】

ありがとうございます。今回、なぜ見直しをやったかという大きな背景があると思いますのでそれも少し説明いただいたうえで、ただ今のご質問にお答えいただければと思います。事務局よろしく願いいたします。

## 【事務局】

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、高槻市内多くの路線につきましては、昭和 44 年、今から 40 年以上前に、都市計画決定された路線がずっと、ほぼ残ってきているところがございます。当時、どのような状況だったのかというと高度経済成長期で高槻市も人口も 15 年間で 3 倍、4 倍に人が増えている、そういう中でモータリゼーションが進み、どんどん車が増えてくるだろうという時代に将来やはりこれぐらいの道路があり、きちんと車の処理をして行くことが都市の骨格形成上、あるいはまちづくり上非常に重要であったということで、当時、こういう形で都市計画決定されたものと認識しております。

その後ですね、ご存じのとおり人口も今までのようには増えないということも少し見えてきた中で、平成 16 年の頃に一部都市計画道路の見直し、地域全体の見直しをしてございます。当時は駅周辺の比較的細かい都市計画道路の廃止する程度の見直しをやったところなのですが、今日に至ってご存じのとおり、どちらかということも人口が増えてこない、むしろ減っていくであろう。

自動車につきましても、超高齢化になりますと、車を運転できないこれから増えていく、あるいは若い人も運転免許を必ずしも持たない、車をもたないという現状もある中で自動車はこれ以上増えていかない、むしろ減っていくという転換点が最近明らかになったと認識しております。

そういった中で道路の機能が改めてどうあるべきなのかということも問われている、あるいは都市計画、道路ネットワークはどうあるべきなのか改めて問われていくという認識に立ちまして、我々としても平成 26 年から本格的な見直しをやってきところがございます。

その都市計画というのは、資料の中でも見直しの基本方針の中でも示させていただきましても、まあいくつもありますけれども、やはり実際作業していく中で感じたのは、今までは、いかに車をさばくかで道路を整備するかとの視点が強かったのですが、これから車が減っていく、今でも渋滞が緩和されている中で、やはり車をさばくためじゃなくて都市の骨格として必要なかどうか、あるいはどちらかといえば歩行者ですね。これから高齢化が進んでいく中で、歩いたり、バス乗ったりする方が増えていく中で歩道をどのように整備していくかという事で、まちで安全快適に過ごしていただける様にしていくかという視点が強くなっているのかなと認識しております。

そういう視点で今回見直しをして、道路につきましてもやはり財政的な制約もこれから厳しくなってくる、それから、個人に対しての権利制限もおっしゃっていただいたようにしております。都市計画道路区域の中にある自分の土地というのは、例えば鉄筋コンクリート三階建て以上のマンションなどは建てられない、というように制限しております。

そういう制限を、車も減っていく中で、「道路ができるだろう」という前提でいつまでもかけ続けるのは良くないという最高裁の判例も出ております。そういった事も受けまして、やはり少し必要性がないという言い方は少し語弊があるかもしれませんが、必要性が昔に比べれば下がって、都市計画道路としてこういう形にしても大きな問題はないだろうというところになるように今回少し見直しをさせていただいたという事でございます。都市機能上必要性が無いという事ではなく、当時から比べたら低くなったという事かと思っております。

まあ、今回そういう形で少し道路を、これから将来整備すべき道路のネットワークを見直させていただいたというところがございますのでよろしく申し上げます。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

**【D 委員】**

はい。廃止とか存続とかを計画していくというのも大変重要だと思うのですが、そこが本当にきちんと整備されるというのが市民にとっては重要なわけですし、それに予算が現実につきにくいという中では、一体どの道路を優先的にこう整備していくというのを挙げていくのかも合わせて検討していくべきではないかと思います。

特に富田の大畑に北に上がっていく線なんかは、現実に非常に歩くだけで危ないと明らかに分かるような道路なので、そういった道路については、やはり優先度を高くするですとか、廃止・存続のみならず、できれば優先順位はどうなのかと周りの自治体に比べて整備率がどうだから高槻はこうしてほしいという次の点も併せて大阪府と協議していただきたいと思っております。以上です。

**【会長】**

ただ今の質問につきまして事務局お願いします。

**【事務局】**

ご存じの通り、高槻市内の道路は車道しかない、歩道がほとんどないというような路線が結構ありまして、そういう所は非常にご指摘いただきましたように歩行者が危険にさらされているという指摘がございます。そういった中で、整備の優先順位という話でございましたけど、当然いろんな体力的な部分もございまして、高槻市がやる範囲、大阪府がやる府道の範ちゅうの中で、市としてはメリハリをつけて、大阪府がすべき路線につきましてははっきり大阪府の整備を促していく、あるいは国道の交差点改良なども市も支援する中でさせていただいているところでございまして、市としても整備順位を考えながら当然取り組むべきであると理解しております。

そういった中で、現状にある問題であるとか、一方で大きいプロジェクト、市で言いますと安満遺跡公園の整備を進めております。そういったアクセス道路というのは、公園の整備に合わせてすみやかに整備しなければならないという状況もございまして。

そういう中でできる限り効率的に、今ある問題・課題を解決できるようにという視点で当然整備を進めていくという事も必要だと思っておりますし、そういう事で市として進めているということでご理解いただければと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。他にご意見・ご質問ございますでしょうか。はい。

**【F 委員】**

確認も含めてなのですが、今後の予定のところの高槻市見直し評価という箇所の表現ですが、高槻市が見直し評価としてはこれですよと示す一方で、決定権者である大阪府側の判断も書かれているのですが、これは大阪府との絡みの中で高槻市の見直し評価が変更する可能性があるのでは

しょうか。もしくは、見直し評価としてはこの図の決定権者が大阪府である部分についても、この高槻市の方法でもう決まっております、ただ進めていく内容についてこれから協議していくのだ、という見方なのか、この辺りいかがでしょうか。

**【事務局】**

ご指摘の点でございますが、報告事項の資料 4 ページをご覧ください。最終見直し案の右端の欄に少し書かせていただいておりますが、実は府決定の路線について、市の考え方と府の考え方が違うところが相当ございます。

これは、この図を見ていただいたら解ると思うのですが、市にとって非常に整備が重要やと思っている路線まで府としては廃止だということをおっしゃっておりまして、市としては到底受け入れられるものではないというところが多々ございます。

そういった意味で今後、こういった内容について府と市がしっかり協議をし、市としてこうあるべきなのだと府に十分理解していただき、必要で適切な都市計画道路を変更できるように、これからもしっかりと組織を挙げて努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

**【F 委員】**

ということとは、まだ見直し評価を変えさせられる可能性もあるということですか。

**【事務局】**

市の評価としてはこうであると、ただ、最終的にどの形になるかはこれからしっかり協議をして決めていかなければならないということでございます。

**【F 委員】**

高槻市としては市民のためには、これがベストだということで見直し評価をしておられるということでしょうか。そういうことですね。

**【事務局】**

先ほど D 委員のお話にありましたが、いたずらに権利制限をずっと掛けるというのはいかがなものか、その中で実際はいつできるのだろうか、実はそこが重要な論点として、大阪府の見直し案、高槻市の見直し案の違いはこの部分であると思います。

我々は、府道であっても市道であっても高槻市のまちづくりにとって、今後必要な都市計画された道路はどれかという観点で、今まで、3 ページにもございますが、大阪府さんにもお願いをして、オブザーバーとして、最初は委員としては入って下さいと要望したのですが、オブザーバーとして参加をして議論を積み上げてきました。

ただ F 委員からもお話がございましたように、府決定のものについては、府に決定権がございますので、これは市では決定権はないというところも都市計画法でそうなっておりますので、この理解をどういただくのかというのは府の裁量で、それは、先ほどの整理というところにもリンクしてまいりますので、更に我々としては、市として必要なものはこれなのだと府に理解いただけるように引き続き努力してまいりますので、よろしくお願いします。

また次回の都市計画審議会でもご審議をいただくとお思いますのでよろしくお願ひします。

**【会長】**

ご説明ありがとうございます。大阪府にきちんと物を申していくには、この審議会の委員さんの後押しも非常に大事だということだと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。他にご意見はございませぬか。

**【A 委員】**

追加で、権利制限が続くという事に関して、色々な訴訟も起こっていますよね。

そういった、行政的な色々な権利の制限について、時間管理をきちんと導入すべきだというのはもう十数年前から言われていることであって、それに伴って、一言で言うとな訴訟の案件になりますので、そうならないように、例えば市と府の意見の違いであっても、市としては廃止する、府としては存続するという、区間もありますが、そうなると、それに対して今ご指摘があったように、時間管理上に何か問題が出てくる。

では、どちらが責任を負うのかという話もありますので、府と市の中でもそういった面についてもきちんと緊張感を持ってやり取りをしていただければ非常に良いな、というふうに思ひます。これはお願ひです。

**【会長】**

ありがとうございます。これはお願ひということでございますね。それでは、他にご意見・ご質問はありませぬか。

この案件、今回は報告事項ということですので、また次回、皆様とこの場でご意見を交わすことになるかと思ひます。その時は是非ご審議をお願ひいたします。

報告事項 2 都市計画道路網の見直しについて

---

**【会長】**

それでは、2つ目の報告事項をご説明よろしくお願ひします。

**【事務局】**

次に、報告事項 2 としまして、「高槻市立地適正化計画の検討について」ご説明させていただきます。お時間の都合もございませぬので、お手元の資料からポイントを絞って、前方のスクリーンでご説明いたします。本日のご説明は、ご覧の4項目でございます。

それでは、「立地適正化計画の必要性」からご説明いたします。まず、「立地適正化計画とは」、平成 26 年の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できるようになった計画で、人口減少や少子高齢化の進展に対応した、持続可能な都市を実現するため、人口密度を維持し、生活サービス機能を誘導するもので、都市全体を見渡した土地利用のマスタープランとなるものです。

具体的なイメージとしては、図に茶色で示しております市街化区域の内側に、水色の居住誘導区域を設定し、駅周辺等に、赤色の都市機能誘導区域を定めることとされております。

次に「立地適正化計画の概要」についてご説明いたします。まず、「本計画の検討方針」ですが、本計画は、都市計画マスタープランの一部と位置付けられていることから、都市計画マスタープランに即した内容とします。また、概ね 20 年後の都市の姿を展望して策定いたします。「検討体制」につきましては、庁内検討委員会で検討を行い、本日のように都市計画審議会でご説明し、ご意見を伺うとともに、パブリックコメント等を実施し市民意見を反映して策定いたします。

「策定までのながれ」につきましては、平成 28 年度に計画を策定し、都市機能誘導区域を設定します。その上で、平成 30 年度に居住誘導区域を、市民への十分な説明を行い設定する予定です。

次に、「現状と課題」でございます。市街化区域と人口集中地区、いわゆる DID 地区の関係です。図で、黒の網掛けが DID 地区、赤で囲んでおりますのが市街化区域です。

DID 地区は 1 平方キロメートル当たりの居住人口が 4,000 人を超えている地域ですが、赤線の市街化区域とほぼ一致しており、概ね市街化区域が適正な大きさであることがわかります。

人口集中地区の推移でございますが、1975 年以降、青の棒グラフで示しております DID 面積は微増していますが、赤の折れ線グラフの DID 地区の人口密度は、概ね横ばいとなっており、市街化区域の拡散や低密度化が抑制されていることがわかります。

将来人口の推計ですが、DID 年に 35 万 7 千人だった人口は、2050 年には 29 万 4 千人と約 8 割まで減少する見込みですが、棒グラフの先端に青で示しております後期高齢者人口は 3 万 4 千人から 7 万 1 千人へと、約 2 倍に増加します。

次に人口の増減をメッシュ図でみます。これは 500 メートル四方の区域ごとに、コーホート法により人口予測を行ったものです。2010 年と 2050 年を比較し、青色が濃いほど減少する人数が多いことを示しており、阪急京都線南側と北部丘陵の住宅地で減少が大きい傾向があります。

続きまして高齢人口です。図は、高齢者がどこにどれくらいいるかを示しており、1000 人を超える濃い赤のメッシュが 2010 年から 2050 年にかけて、市西部や高槻駅周辺に広がることになります。

次に、市営バスなどによる公共交通ネットワークです。駅勢圏・バス停圏をそれぞれ 800 メートル、300 メートルと設定し、圏域を緑の斜線で示しております。市街化区域における人口がどの程度、この範囲に存在するかを計算すると、人口カバー率は 84%に達しています。

同様に、生活利便施設を見ていきます。医療機関のうち内科・外科から徒歩 10 分となる 800 メートルの圏域を緑の斜線で示しておりますが、圏域の人口カバー率は 98%となっています。

同じく施設から 800 メートルの圏域を緑の斜線で示しておりますスーパーマーケットでは人口カバー率は 96%となっています。これらから、高槻市においては、様々な生活利便施設が、市街化区域内を概ねカバーし、市民生活を支えていることがわかります。

次に、ここまでの現状と課題から導きました「基本的な方針（案）」について、ご説明いたします。まず、「目指すべき将来都市構造」です。これまで、本市では市街化区域内で一定の人口密度が維持され、生活利便施設は市街化区域を概ねカバーし市民生活を支えています。

しかし、このまま何もしないでいう勢に任せていると、低密度・拡散型都市構造となり、人口減少に伴って生活利便施設が減少し、高槻市の都市としての魅力が減少し、更に人口が減るという負のスパイラルに陥ることが見込まれます。そこで、そうならないように、目指すべき姿とし

て、高密度・集約型都市構造を掲げるものです。

これらを踏まえ、本市が目指すべき都市構造としては、将来にわたって誰もが住みやすく、活力のあるまちの実現を図るため、人口減少や少子超高齢社会に対応した都市構造として「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を掲げるものです。

次に、「立地適正化の方向性」として、まず、「都市の無秩序な拡散を抑制」として、市街化区域内でも市街化が進んでいない地域については、新たな住宅開発を抑制します。次に、「都市機能が充実した魅力ある都市拠点の形成」として、高槻駅や富田駅周辺は、高度な都市機能が集積していることから、都市拠点として維持・発展を図ります。3 つ目の「徒歩生活圏の形成」としては、スーパーマーケットや診療所があるエリアを日常生活拠点に位置付け、歩いて暮らせるための都市基盤の充実を図ります。

立地適正化計画で定める区域のうち、「居住誘導区域の設定方針（案）」として、5 つの項目を設定しました。まず 1 つ目に、今後の人口減少を踏まえ、居住誘導区域を設定する地区は、市街化区域内の人口集中地区を基本とします。2 つ目に、工業系用途地域のうち、大規模工場等が立地している地域は居住誘導区域から除外する方向です。3 つ目に、居住誘導区域は鉄道駅勢圏及びバス停圏を基本とします。

4 つ目に、人命の危険など特に災害リスクが高い地域は居住誘導区域に含めない方向とします。最後に、生産緑地地区は居住誘導区域に含めない方向としています。今後は、これをベースに検討を行い、平成 28 年度には、居住誘導区域の基本方針を設定してまいります。

次に、「都市機能誘導区域の設定方針（案）」についてご説明します。

1 つは、都市拠点として、広域的な交通の拠点周辺で、日常生活に係る都市機能に加え、多様な都市機能が高度に集積する高槻駅周辺、富田駅周辺を想定します。

もう 1 つは、日常生活拠点として、DID 区域内で、生活利便施設が小規模に集積する近隣商業地域とその周辺を想定します。

これら都市拠点と日常生活拠点の案を地図上に示すと、27 ページの図のようになり、概ね市街化区域をカバーできています。

今後は、拠点ごとに必要な都市機能や、その都市機能を誘導又は維持するための施策を含めて検討し、都市機能誘導区域を設定していくこととなります。

以上、簡単ではございますが、現時点での「高槻市立地適正化計画の検討について」の説明を終わります。

#### 【会長】

ご説明ありがとうございました。報告事項の 2 でございますが、「立地適正化計画」についても現在検討されていることでございます。これにつきまして、ご意見・ご質問ございましたらよろしく申し上げます。

#### 【G 委員】

勉強不足ですが、バス・医療・スーパーマーケットといった施設からの 800 メートルとかバス停から 300 メートル圏内というのは、現在 2010 年の段階と 2050 年のカバー率がほぼ一緒ということなのですが、2050 年になれば高齢化が進んでいるのであれば、圏内が 800 メートルではなく

てもう少し狭まるのではないのかなと、お年寄りが増えるので、バス停も 300 メートルというのも、もう少し小さくなるのではないかという感じが私はするのです。

併せてそうすると、日常生活拠点も同じく 800 メートルだと、もう少し狭いエリアになるのではないかなと、その辺について教えていただければと思います。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。この 800 メートル圏とか 300 メートル圏というのは、ある意味、計算するために定めたものですので、800 メートルじゃないと、300 メートルじゃないとだめというのではないというものでございます。で、800 というのは普通換算すると、1 分、80 メートルぐらいで換算しますので、ある意味 10 分以内、300 メートルでしたら歩いて 3 分から 5 分以内という感覚で少し数値としては設定させていただいています。

これから一方で高齢化が進んでいく中で、お年を召した方が何分ぐらい歩けるのであろうという研究もされているところでございまして、なかなか一気に 200 分も歩けないなあ、1 分で 80 メートルも歩けないなあという話もある中で、そこをどう設定していくのか、超高齢化考えたときに、800 としているのを 500 ぐらいに見た方がいいのではないかという考えもあれば、例えばそれなりに歩いてもらった方が健康になるよねという発想もございまして、例えば道に休息施設を設けておくことでですね、まあ少し 500 メートル 2 回で 1000 メートルぐらいやったら何とか歩いていただいて、健康になりながらまちとしてもそれなりに広がりを持つという姿も考え方としてはあるのかなと思っておりますので、そのの評価や考え方については、今後の課題にさせていただきたいと思っております。

貴重なご意見ありがとうございました。

#### 【G 委員】

ありがとうございました。今のような考え方は素晴らしいと思うのですが、特に北と南では、南の平たい地域、私は北の方に住んでいますので、坂の地域と南の地域の徒歩の考え方の違いといった色んな考え方がありますので、細やかに地域の実状に、現実に合うような方向に考えていただけたらなと思っておりますのでよろしく申し上げます。

#### 【会長】

ご意見ありがとうございました。他にご意見・ご質問ございますか。報告事項 2 につきましても、またこの場で皆様のご意見をいただくとお思います。その時はよろしく申し上げます。

### 報告事項 3 城跡公園の再整備について

---

#### 【会長】

最後に報告事項の 3 番目でございますが、高槻市城跡公園の再整備につきましてご紹介をよろしく申し上げます。



## 【事務局】

それでは、報告事項 3 の城跡公園の再整備について、お手元の資料を用いて、ご説明させていただきます。

本市の中心市街地に位置する都市計画公園「城跡公園」において、来年度、都市計画変更を伴う公園全体の再整備を計画しておりますので、今回はその概要について、ご報告いたします。

資料の 1 ページをご覧ください。位置図にあります、緑色の部分が現在の城跡公園です。公園の周辺には学校等の公共施設や、市の文化拠点である市民会館が隣接しております。この市民会館については、施設の老朽化や市民ニーズに適応させるために、城跡公園内への建替えを計画しております。今回の城跡公園の再整備は、この市民会館の建替えを契機として、公園の更なる機能向上やオープンスペースの確保を図るために、現市民会館跡地を公園区域に編入し、公園全体を一体的に整備していくものでございます。現在の状況は、城跡公園再整備基本計画について、今年度中の策定に向け、取り組んでおり、本日は、その内容を中心にお示しいたします。

2 ページをご覧ください。城跡公園の概要としましては、昭和 31 年度に開設し、現在の開設面積は 4.47 ヘクタールとなっております。主要施設としましては、野球場や駐車場などがあり、主なアクセスとしては、JR、阪急各駅から徒歩圏内に位置しております。現在の城跡公園は、スポーツやイベントなどの多目的な利用ができることから、多くの市民に親しまれている公園となっておりますが、公園全体の一体性や、周辺施設との連携強化が課題となっております。

3 ページをご覧ください。ここでは、計画地の都市計画指定状況を示しております。

用途地域については、現市民会館と城跡公園の北側部分が第二種住居地域、公園の南側部分が第二種中高層住居専用地域となっております。また、公園周辺には、都市計画道路が指定されております。

4 ページをご覧ください。ここからは、再整備基本計画に示される計画の概要をご説明いたします。まず、計画エリアについてですが、現市民会館の敷地につきましては、鉄道駅に近く、文化ホールや野見神社とも隣接していることから、城跡公園として整備することにより、近隣施設と一体となったにぎわいの創出や、公園の利便性の向上などが期待できます。このようなことから、都市計画公園区域を拡大し、現市民会館の撤去後は、城跡公園の「北エリア」として整備いたします。また、「中央エリア」は、野球場等を廃止して、新市民会館を設置いたします。現在、池や遊具のある「南エリア」については、既存施設を活用した再整備を行います。

続いて、再整備における基本理念についてですが、まず、城跡公園をあらわす 3 つの特徴である「みどり」、「歴史」、「文化」を挙げております。それらの 3 つの要素と人々がつながり、「憩い」と「にぎわい」が生まれる拠点となることを目指していくことから、基本理念は「みどり・歴史・文化でつながる 憩いとにぎわい空間の創出」としております。

5 ページをご覧ください。ここでは、エリアの整備方針とゾーニングを示しております。

まず、緑色の線で囲まれた北エリアにつきましては、現市民会館を廃止し、隣接する文化ホールや野見神社との景観の調和にも配慮しながら、「出会いのエリア」という方針のもと、公園のメインエントランスゾーンとして整備します。オレンジ色の中央エリアにつきましては、整備方針を「文化交流のエリア」として、新市民会館を中心に、文化活動を通して人々の交わりが生まれる空間とします。また、このエリアの地下には駐車場や雨水貯留施設を設置する計画としております。次に、紫色の南エリアの西側は「学びと安らぎのエリア」として、現況の池や樹木などの

景観を維持しつつ、歴史を学び、水の流れや緑陰で安らぐ空間とします。

また、水色の南エリア東側につきましては、「遊びと集いのエリア」として、遊具や広場で遊び、休暇やイベント時に集う空間とします。図に赤色の破線で示しております「エリアをつなぐ主動線」につきましては、「めぐりの散歩道」として、舗装などのイメージ統一などにより、公園内の散策を楽しむことができるよう整備いたします。その他、再整備基本計画においては、駅からのアクセスルートなどについても、安全性や利便性について検討しております。

6 ページをご覧ください。最後に、今後の再整備スケジュールを示しております。まず、中央エリアについて、平成 28 年度から設計や埋蔵文化財調査に着手し、雨水貯留施設、新市民会館の整備に続いて公園の整備工事を進め、平成 34 年度にオープンいたします。その後、順次南エリア、北エリアの公園整備を進め、平成 37 年度に全エリアをオープンする計画としております。

なお、北エリアの公園区域拡大に伴う、都市計画変更につきましては、赤線で囲んでおりますとおり、平成 28 年度に行うこととしておりますので、来年度の本審議会におきまして、ご審議いただきたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、報告事項 3 の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### 【会長】

はい。ご説明ありがとうございました。この件につきましてご意見・ご質問をいただけたらと思います。よろしくお願い致します。よろしいですか。それではこちらの報告事項につきましても以上とさせていただきます。

閉会

---

#### 【会長】

他に、質問等はないようでございます。以上で本日の案件は終了いたしました。  
事務局の方で今後の予定など報告事項はありませんか。

#### 【事務局】

はい、今後の予定としては、平成 29 年 1 月頃に、本日、報告案件にてご説明しました、都市計画道路網の見直し、城跡公園の再整備、新名神高速道路の沿道まちづくりに関する都市計画決定等についてご審議・ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

#### 【会長】

それでは、以上をもちまして平成 27 年度第 2 回高槻市都市計画審議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。